

平成24年度教育委員会事務点検評価(平成23年度実施事務事業)評価表

1 事務事業の基本事項

		整理番号	20
事務事業の名称	奨学金貸与事業	担当部課	教育委員会 学校教育部 学務課
		電話番号	04 - 2953 - 1111 内線 5656
実施期間	昭和 47 年度 ~		
総合振興計画における位置づけ	5章 人を育み文化を創造するまちをめざして	実施根拠	教育基本法・狭山市奨学金貸与条例
	2節 学校教育の充実		
	44 施策 教育内容の充実	個別計画の名称	狭山市教育振興基本計画
事業区分	<input checked="" type="radio"/> 自治事務 <input type="radio"/> 法定受託事務 <input type="radio"/> 法定受託事務+自治事務		
事業開始の背景等	教育基本法第4条に基づき、教育の機会均等を保障するため、昭和47年に制度化された。		

2 事務事業の目的・内容

目的	教育基本法第4条第3項の規定に基づき、本人に能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難なものに対して、奨学金を貸与し、もって有用な人材を育成する。		
対象	市内に居住する世帯の子弟で、学校長が推薦し、高等学校・専修学校・大学等に入学又は在学する者で学費の支出が困難な者		
活動内容	申請に基づき、書類審査と面接を実施。23年度分面接(実施月5~6、8、12~4月の8カ月延べ13日間)。入学一時金及び学資金を貸与。(一時金:1回・学資金:毎月処理)返還は、無利息、期間は10年以内。初年度返還者に対しては面接を行い、納付書を手渡し、返還の意識を高めさせている。その他の返還者については、年1回の納付書を作成し、分割等希望者については、希望の金額、回数、納付書を作成し送付。滞納者については、電話や通知で返還を促し、返還不履行者には臨戸を7月と2月に行った。		
(下段)前年度の方向性に対する改善活動	(前年度方向性評価)	継続	
環境配慮			
実施形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・負担 <input type="checkbox"/> その他()		

3 事務事業の実施状況と成果

区分	指標名	区分	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	目標値の根拠・考え方
(活動状況指標)	奨学金貸与者数	目標値	人	44	77	99	89	予算計上時に用いた数値 実績値23年度 H24.5.21現在
		実績値		77	91	113		
		達成率		175.0%	118.2%	114.1%		
	奨学金返還額	目標値	千円	20,629	18,507	18,193	18,349	
		実績値		24,696	22,821	20,306		
		達成率						
(成果指標)		目標値						
		実績値						
		達成率						
		目標値						
		実績値						
		達成率						

4 事業費

区分		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	
経費	直接費	予算額	千円	34,086	34,100	37,175	31,740
		決算額	千円	30,688	26,758	33,903	
	財源内訳	国県支出金	千円	0	0	0	
		その他特定財源	千円	24,681	22,786	20,029	
		一般財源	千円	6,007	3,972	13,874	
	人件費	従事職員数	人	0.47	0.64	0.54	
		人件費(従事職員数×平均給与)	千円	4,322	5,754	4,864	
事業費計(直接費決算額+人件費)		千円	35,010	32,512	38,767		
効率性指標	指標名	貸与者数	人	81	91	113	※1単位当たりの経費
	単位コスト	貸与者一人当たりの経費	千円	432	357	343	

5 事務事業の評価

◆第一次評価(担当課による評価)

項目	評価の視点	評価	評価理由
個別評価	必要性	5	経済的困窮者が増加傾向にある中で、経済的理由で修学が困難な者に対して、奨学金を貸与することは、教育機会の均等を保障するうえで必要性は高い。
		5	
	有効性	4	経済的困窮者に対して、奨学金を貸与することにより、高校、大学等への修学の機会の促進を図ることができる。
4			
効率性	3	貸与後、貸与者の多くが市外に転出、就職している。また、返還が滞っている者に対しては、滞納通知や臨戸の回数を増やしているが、奨学金の返還の更なる督促を図っていく。	
		3	
		<5段階評価> 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:かなり低い	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 内容の見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了			
今後の方向性	経済的理由で修学が困難な者に対して、引き続き奨学金の貸与を行い、教育の機会が得られるよう支援していく。申請時の必要書類について他市等に確認し検討する。なお、返還が滞っている者には、滞納通知(連帯保証人も含む)や電話、臨戸(市内及び近隣市)の回数を増やしているが、長期連絡の付かない他市町村在住の者に対しても臨戸が必要である場合には実施し、奨学金の返還の更なる督促を図っていく。		

6 その他(学識経験者の意見等)

奨学金の貸与は重要な事業である。昨今の経済状況・就職状況の中で、(独)日本学生支援機構の返還率も低くなっているが、返還額は目標値を上回っている。しかし、督促や臨戸を必要とするケースがあり、難しいことではあるが、貸与時におけるしっかりとした審査、保証人の確認が必要と思われる。